

小西委員提出意見書

2016 年 6 月 13 日

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 要綱骨子についての意見

部会委員 小西聖子

平成 28 年 6 月 16 日の第 7 回会議を欠席いたしますので、上記について、意見を述べます。

1 現在事務局より示されている要綱骨子（案）については、不足点があるが、性暴力に関して、被害の現実には即さない現刑法から新しく一歩踏み出したことを評価したいと思います。2，3 意見を述べた上で、案に賛成します。

2 第一 強姦の罪（刑法 177 条）の改正について

女性、男性、またどのような性的アイデンティティを持つ人にも、性暴力被害がありうること、その容態は多様であること、その被害の結果は深刻であることが踏まえられていることが必要だと考えますので、第一 強姦の罪の改正には原則的に賛成します。ただし強姦という名称は適当でなく、「性的侵襲」「性的侵入」等の名称が適当であると考えます。ほかに「強姦性交の罪」という案もあったと思いますが、性交という行為に焦点を当てるのではなく、人のきわめてパーソナルな領域への侵襲が許されないという点に焦点を当てるべきであるという考えから、「性的侵襲」「性的侵入」を推したいと思います。なお、今回は「暴行または脅迫を用いて」という条件やその解釈はそのまま残されています。これが多くの性暴力被害者を潜在化させる要因となっています。将来的に、さらに「同意のない性的侵襲」にも刑法の適用が可能になるような改正を望みます。

3 第三 監護者であることの影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設について

この罪が新設されることは大きな意味があります。子どもに対し親の立場にある者の「影響力」がいかに大きいか、当事者のヒアリングでも示されたと思いますが、そのような被害を受けた人は、多数存在します。新設には大いに賛成ですが、ただ、性的虐待の被害の実情から考えると、少なくとも、教師についても、同様の罪を設けるべきだと考えます。今回の改正は第一歩ですが、さらに検討が必要と考えます。

4 第四 強姦の罪等の非親告罪化

賛成します。性犯罪はほかの暴力犯罪と同じく人権を侵す暴力行為であり、特殊視することなく同じように扱われることが基本的に必要だと思います。しかし、非親告罪化する場合

合には、司法の過程での傷つきが深くなるようなケースが生じることが危惧されます。非親告罪化を行うのなら、司法過程の中での被害者支援、司法過程に参加できるようになるための精神的社会的な被害者支援をより強化することが必須であり、それを保証する政策、対応が必要です。非親告罪化と同時に被害者支援の大幅な強化が必要なことを、何らかの形で示すことを強く希望します。

5 上記のほかの第二から第七に関しては案に賛成します。

以上